

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の概要

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針（大臣告示）の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行う。

1 概要

(1) 厚生労働大臣による精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定

(2) 保護者制度の廃止

主に家族がなる保護者には、精神障害者に治療を受けさせる義務等が課されているが、家族の高齢化等に伴い負担が大きくなっている等の理由から、保護者に関する規定を削除する。

(3) 医療保護入院の見直し

ア 医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等（配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人。該当者がいない場合等は、市町村長が同意の判断を行う。）のうちのいずれかの者の同意を要件とする。

イ 精神科病院の管理者に、

- ・医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者（退院後生活環境相談員）の選任
- ・地域援助事業者（入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等）の紹介
- ・医療保護入院者退院支援委員会の設置

を義務付ける。

(4) 精神医療審査会に関する見直し

精神医療審査会の委員として、「精神障害者の保護又は福祉に関し学識経験者を有する者」を規定する。

施行期日

平成26年4月1日

（ただし、(4)については、平成28年4月1日）

2 退院者生活環境相談員

(1) 資格

①精神保健福祉士、②看護職員（保健師含む）、作業療法士、社会福祉士であって精神障害者に関する業務に従事した経験を有する者、③精神障害者及びその家族等との退院後の生活環境に関する相談及び指導について3年の経験を有する者で、厚生労働省が指定する研修を受けた者

(2) 選任時期 当該医療保護入院者の入院から7日以内に選任

3 医療保護入院者退院支援委員会

(1) 審議事項

- ・「推定される入院期間」を超えて継続して入院する必要性の有無
- ・引き続き入院が必要な場合の「退院までに必要と認められる入院期間」
- ・退院に向けた取組の方針

(2) 医療保護入院者対委員支援委員会の対象者

- ・入院後1年を経過するまでの医療保護入院者であって、入院届に記載された「推定される入院期間」または委員会で設定された「推定される期間」を終える者
- ・入院後1年以上経過している医療保護入院者であって、病院管理者が委員会での審議が必要と認める者

(3) 参加者 <必須>主治医、看護職員、退院後生活環境相談員、病院管理者が参加が必要と認める者 <本人希望>本人、家族等、地域援助事業者等

4 医療保護入院における家族等の同意に関する原則的な運用

- (1) 精神科病院の管理者は、原則として、診療の際に患者に付き添う家族等に対して入院医療の必要性等について十分な説明を行い、当該家族等から同意を得ることが適当である。
- (2) 家族等の同意を得る際に、後見人又は保佐人の存在を把握した場合は、これらの者の同意に関する判断を確認することが望ましい。
- (3) 当該精神障害者が未成年である場合の親権者から同意を得る際には、原則として父母双方の同意を要するものとする。
- (4) 家族等の間の判断の不一致を把握した場合で、後見人又は保佐人が同意に反対しているときには、その意見は十分に配慮されるべきものと解する。
- (5) 家族等の間の判断の不一致を把握した場合で、親権を行う者の同意に関する判断は、特段の事情があると認める場合を除き、尊重されるべきものと解する。